

株式会社伊藤組行動計画

従業員が仕事と家庭を十分に両立させることができるよう働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がより充実した生きがいのある人生を送れるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年 6月1日 ～ 平成29年5月31日までの2年間

2. 内容

目標1 : 小学校就学前の子の看護休暇及び中学校卒業までの子の学校行事のため有給休暇について半日単位の休暇を認める。

【対策】

- 平成27年6月～7月 育児休業規程及び就業規則を、上記の場合に半日単位の休暇を取得できるように改める。
- 平成27年6月～ 育児休業規程及び就業規則を改正次第、社員に周知させ実行する。

目標2 : 妻の出産時の3日の特別休暇の取得を促進させる。

【対策】

- 平成27年 6月～ 就業規則第23条には「配偶者分娩のとき」に3日の特別有給休暇を認めているが、これまで取得した者はおらず、「宝の持ちぐされ」になっている。今後は業務に支障がない限り必ず取得させるよう努める。
- 平成27年 6月 社員全体会議等の機会をとらえて周知を図る。

目標3 : 男子社員の育児休業を促進する措置を講じる。

【対策】

- 平成27年 6月～ 社内において促進のための周知、検討の場を設け推進を図る。
- 平成27年 6月～ 該当者が出た場合、育児休業取得を積極的に勧奨する。

目標4 : インターンシップの導入を図り、地域学生に就業体験の場を提供する。

【対策】

- 平成27年 6月～ 受け入れのため、業界団体に申し入れを行うとともに、要請があった場合、速やかに実施体制を整える。
- 平成27年 6月～ 実習、研修的な就業体験機会を提供する。

★事業を利用して・・・ 株式会社 伊藤組

アドバイザーから就業規則と育児・介護休業規程を早急に整備するよう指導を受けました。まずはここから始めて、計画期間内に目標を達成するよう努力します。

★次世代育成サポートアドバイザー 関 徹彌さん

取り上げた4項目の目標項目はいずれも達成可能なものと思われます。ぜひ計画期間内に達成し、更には認定まで進んでほしいと思います。